

議事日程第 4 号

第 4 回定例会

平成 20 年 12 月 2 日（火曜日）

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 議第 75 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）
- ” 2 議第 76 号 平成 20 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ” 3 議第 77 号 平成 20 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- ” 4 議第 78 号 平成 20 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ” 5 議第 79 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ” 6 議第 80 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 7 議第 81 号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- ” 8 議第 82 号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- ” 9 議第 83 号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- ” 10 議第 84 号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
- ” 11 議第 85 号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- ” 12 議第 86 号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について
- ” 13 議第 87 号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- ” 14 議第 88 号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- ” 15 議第 89 号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- ” 16 議第 90 号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について
- ” 17 議第 91 号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- ” 18 議第 92 号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- ” 19 議第 93 号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について
- ” 20 議第 94 号 「寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について」の一部変更について
- ” 21 議第 97 号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
- ” 22 請願第 9 号 2009 年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出に関する請願

” 2 3 委員会審査の経過並びに結果報告

(1) 総務委員長報告

(2) 厚生経済委員長報告

(3) 建設文教委員長報告

(4) 予算特別委員長報告

日程第 2 4 質疑、討論、採決

” 2 5 議会案第 9 号 2 0 0 9 年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出について

” 2 6 議案説明

” 2 7 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

再 開 午前 10 時 00 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、本日午前 9 時から議会第 2 会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議会案第 9 号であります。追加議案の取り扱いについては日程第 25 で議案上程した後、日程第 26 で議案説明を省略し、日程第 27 で質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、議第75号から日程第22、請願第 9 号までの22案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第23、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は11月27日午前 9 時30分から議会第 2 会議室において委員 6 名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第79号、議第81号、議第97号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第79号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「裁判員制度で市の職員が裁判員として出頭する場合、職員に欠員が出ることになるが、その対応をどうするのか。また仕事の都合上、出頭しなくてもよいということもあるようだが、それについて市として基準をつくるのか」との問いがあり、当局より「裁判員制度は国が積極的に進めている制度であり、市の職員として積極的に参加するように考えています。裁判の参加に必要な日数は 3 日程度であり、全体の業務の中でカバーできますので積極的に参加する体制で進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第79号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第81号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第97号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前9時30分から市議会第4会議室において、委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第77号、議第80号、議第86号、議第87号、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第93号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第77号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰り入れをすることで国民健康保険税が減額になっているが、国保税の賦課に影響はないのか」との問いがあり、当局より「国民健康保険税は医療費を見込んで予算を計上するわけですが、6月の議会で税率を上げ、当初予算で盛り込んだその上げた分を基金を取り崩して緩和したわけですので、税の賦課には影響ないと思います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第77号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第80号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「選定結果の中で得点はどのようになっているのか。選定委員はどういう方なのか。経費見込み額はあらかじめ提示しているのか」との問いがあり、当局より「基準点は51点になっており、児童センターについては63点です。選考委員会は委員長が副市長で、副委員長が教育長、委員に総務課長、総合政策課長、財務室長、市民生活課長、花・緑・せせらぎ推進課長、農林課長、商工観光課長、健康福祉課長、生涯学習スポーツ推進課長です。経費見込み額についてはあらかじめ限度額を示しています」との答弁がありました。

委員より「児童センターの遊具とか機器について市の予算などはあるのか」との問いがあり、当局より「児童センターを設置した時点ではすべて市で負担しています。小規模なものについては指定管理者に対応していただきますが、施設整備や大きな備品の購入は市が対応します」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第86号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第87号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公募によらなかった理由は」との問いがあり、当局より「寒河江市社会福祉協議会が地域福祉推進の諸活動を行っている団体であり、老人福祉センターと屋内ゲートボール場の駐車場の土地を所有していることも加味されまして公募によらなかったものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第87号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「技術交流プラザでさまざまな研修をやられているようだが、どのくらいの人が利用しているのか」との問いがあり、当局より「平成19年度で一般研修が136人、パソコン研修が218人、語学研修が281人で合わせて635人の受講者がいます」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第88号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駐輪場について、周りから見えないためいたずらされるケースが多いと聞くが、選定基準にある苦情対応及びトラブルの未然防止対策に関連して市で何らかの対策はとっているのか」との問いがあり、当局より「指定管理者の方で毎日、随時現場パトロールをしていますが、今後指定管理者になる方に管理体制の充実を図るよう指示したいと思います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第89号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第90号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第91号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「慈恩寺大駐車場のトイレの管理が行き届かない場合があると思うが」との問いがあり、当局より「トイレの清掃はお客様をもてなすということにもつながりますので、契約の段階で申し伝えたいと思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第93号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前9時30分から議会図書室において、委員5名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第76号、議第78号、議第82号、議第83号、議第84号、議第85号、議第92号、議第94号及び請願第9号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第76号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公債費の関係で今回繰り上げ償還される本数と残額について」の問いがあり、当局より「今回繰り上げ償還の対象となるのは平成19年度分で9本です。残分は9本で、元利合わせて8億9,646万4,991円でございます」との答弁がありました。

議第76号については、途中、休憩を挟み会議を再開いたしましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号平成20年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「あの施設を使って産業廃棄物の収集をしていることについて」の問いがあり、当局より「目的を損なわない範囲で、駐車場の一角ということで使用の許可を行っており、使用料は真っすぐ市の方に入っております」との答弁がありました。

議第84号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民体育館合宿所の利用者が伸びていないことについて」の問いがあり、当局より「昨年度は利用者が大きく落ち込んでおりましたが、その要因として大きい大会に伴う宿泊数が減ったことや、毎年利用していただいている団体が利用しなかったことなどが複合的に重なってたまたま数字が落ち込んだものと思われます。今年度につきましては数字が上向きになってきております」との答弁がありました。

委員より「市営野球場の草取りなどは指定管理者がシルバーなどに頼んでやっているのか。また夜間照明の鉄塔は危険な状況だと思うが、解体計画などはあるのか」との問いがあり、当局より「掃き掃除なども含めてそのようにやっております。また照明塔については、解体に1億5,000万円ほどかかることから落下のおそれがある照明器具だけ撤去し、塔そのものは構造的には倒れたりする心配はないという検討結果を得ておりますが、随時監視はしているところです」との答弁がありました。

議第85号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「いこいの森には沼があって、そこで事故が起きる心配があるが」との問いがあり、当局より「安全確保ということで、池の周りの部分も含めて指定管理者の方からも積極的にいろいろ管理してもらっておりますし、安全が第一だという意識でおりますので、大きな予算的措置が必要な部分につきましては応急処置をしながら対処していきたいということで取り組んでおります」との答弁がありました。

委員より「指定管理者がイベントなどを開催する場合に広報の支援とか人を集める方策が必要と思うが、その考え方について」の問いがあり、当局より「よいイベントをやってもその周知がならないということであればイベントをやった意味も効果も出ないということですので、現在の広報の手段を活用しながら独自のチラシや配布方法なども指定管理者と協議しながら進めていきたいと思っております」との答弁がありました。

議第92号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号「寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第9号2009年度山形県予算における私学助成関係予算の増額を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第9号が採択されましたので、意見書案を議題とし質疑、意見等を求めましたが、質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 おはようございます。予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本特別委員会は、11月19日午前10時5分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第75号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

議第75号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、融雪槽実証試験委託金の内容について。一つ、臨時職員賃金の予算計上の仕方について。一つ、出産育児一時金の件数などについて。一つ、市内企業に対する融資の貸し渋りなどの状況について。一つ、職員数及び給料などが減少した理由についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、12月2日午前9時30分から本議場において委員16名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第75号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果についての報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第75号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第75号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

議第81号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

議第82号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議第84号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

議第85号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

議第86号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

議第87号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

議第88号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

議第89号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第89号は原案のとおり可決されました。

議第90号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

議第91号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

議第92号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

議第93号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

議第94号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

議第97号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第97号は原案のとおり可決されました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願議第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第9号は採択することに決しました。

議案上程

伊藤忠男議長 日程第25、議案第9号を議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第26、議案の説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないこととなります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第27、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、佐藤市長より発言の申し出がありますので、これを許します。

なお、市の広報統計係及び報道関係者より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 貴重な時間を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

議員の皆さんとこの議場で相まみえるのは、本日この日が最後となります。私は、もう二度とこの議場に立つことはありません。この議場において皆さんと議論を交わし提案した議案は、賛否両論の

御意見をいただいたのも懐かしい思い出として残るでありましょう。私は、心置きなくやることをやり終えた感慨でいっぱいでございます。

寒河江の一時代をつくりあげ、確かなものを残すことができたことに限りない喜びを感じております。私と一緒に今日の寒河江をつくり育ててくださいました皆様に、改めて感謝と御礼を申し上げます。皆さんが、これからもこの愛する寒河江の発展と市民の幸せを念じてお働きくださることを思えば、心は晴れ晴れとします。

来年1月20日からは、新しい市長が市政の担い手となります。議員の皆さんには、これまで私に賜った以上の御協力と御理解をお与えいただき、相携えて、発展する寒河江市の未来に向かって一層御精進くださることを心からお願い申し上げます。

最後に皆さんの御健勝と本市の万歳を唱え、お別れの言葉とさせていただきます。私は寒河江の土になって、寒河江を守らせていただきます。

去りゆけば 臉に画くこの議場 あの時の顔ヒナ壇に浮かぶ
幾度か この演壇に立てし吾 名札を横に去りゆかんとす
さらばなり 立つこともなしこの議場 市民の幸せ祈りつつ去る
ありがとうございました。(拍手)

閉 会 午前10時47分

伊藤忠男議長 これにて、平成20年第4回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 辻 登 代 子

会議録署名議員 川 越 孝 男